

# 道路占用許可申請書

新規 更新 変更 (指令熊管理第 号)  
年 月 日

道路管理者 令和 年 月 日  
熊谷市長 富岡 清 宛

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

担当者(連絡先)氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用目的			
占用の場所	路線名	市道	号線
	場所	熊谷市	
占用物件	車道・歩道・その他	番地先	
	名称	規模	数量
占用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件の構造
工事期間	着工日から令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		工事実施の方法
道路の復旧方法			添付書類 案内図・平面図・横断図・縦断図 構造図・公図写・保安図 (合併浄化槽型式適合認定書・仕様書)

## 道路占用許可審査書兼伺書

起案 令和 年 月 日  
決裁 令和 年 月 日

決定	<input type="checkbox"/> 条件付許可	係	係長	副課長	課長	部長	副市長	市長
	<input type="checkbox"/> 不許可							
	<input type="checkbox"/> 返戻							

課内合議

課外合議

合議者意見

別紙舗装復旧形態図 に基づき復旧すること  
別紙舗装復旧標準図 に基づき復旧すること

占用料計算書

占用料

●熊谷市道路占用料徴収条例第4条による

●道路法第39条但書による

¥

免除

減額

無料

# 道路占用許可申請書

新規 更新 変更 (指令熊管理第 号)  
年 月 日

道路管理者  
熊谷市長

富岡 清 宛

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

担当者(連絡先)氏 名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用目的					
占用の場所	路線名	市道	号線	車道・歩道・その他	
	場所	熊谷市			番地先
占用物件	名称		規模	数量	
占用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件 の構造		
工事期間	着工日から令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		工事实施 の方法		
道路の 復旧方法				添付書類	案内図・平面図・横断図・縦断図 構造図・公図写・保安図 (合併浄化槽型式適合認定書・仕様書)

## 記入要領

### 1 添付図書

通常(昼間の工事)	3部		
通行止	6部	夜間工事	4部
期間更新	2部		

※ 通行止及び夜間工事の場合は、地元自治会長の承諾書、迂回路保安図が必要です。

道路の交通に影響を及ぼす場合は、保安図を添付する。

片側交互通行で工事する時は、車両の通行に支障にならない幅員を確保すること。(最低片側2mは必要)

2 新規・更新・変更 欄は、該当するものを○で囲み、更新及び変更の場合は、従前の許可の番号と年月日を記入してください。

3 占用目的欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記入してください。

4 占用物件欄には、占用物件の名称、規模(占用物件の構造)及び数量を記入してください。

5 道路の復旧方法欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記入してください。なお、図面により示す場合は、その旨を記入してください。

各記入事項のうち、該当欄へ記入しきれない場合は、別紙に記入して本書へ添付してください。

\* 交付された警察署長の協議書を添付して警察の道路使用許可を受けてから工事に着手してください。

# 道路占用許可書

指令熊管理第  
令和 年 月 日  
号

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 付けで申請のあった道路占用  
については、下記のとおり許可する。

道路管理者  
熊谷市長 富岡 清

占用目的			
占用の場所	路線名	市道	号線
	場所	熊谷市	
占用物件	車道・歩道・その他	番地先	
	名称	規模	数量
占用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件 の構造
工事期間	着工日から令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施 の方法
占用料	熊谷市道路占用料徴収条例第4条により <input type="checkbox"/> 免除 円 <input type="checkbox"/> 減額 道路法第39条但書により <input type="checkbox"/> 無料		

## 条件

### ① 総括的条件

- 工事着手前に、地元に必ず周知すること。
- 工事現場には常時現場責任者を配置して施行業者の監督に当たるとともに、道路通行者及び付近住民の当該工事に関する苦情の処理にも当たらせること。
- 材料、掘削土、残土等の運搬により道路を損傷した場合は申請者の負担において補修すること。舗装路面を運搬土により汚損した場合は、清掃すること。
- 本工事に起因して、既設工作物に損傷を与えた場合は申請者の負担で原形復旧すること。
- 路面表示（外側線、横断歩道、路側帯、とまれ等）のある場合は、仮、本復旧舗装時に表示しておくこと。
- 工事完了検査後であっても、本復旧するまでの間に仮復旧箇所の路盤及び舗装等が沈下したり、他の舗装部の浮上り、亀裂が生じた場合は、その維持補修を施工すること。
- 舗装道路の本復旧は占用者が施工すること。なお、本復旧が指示された組成と異なる時、工事完了後不等沈下が生じたとき等占用者の工事の原因で道路構造に支障を招いた場合は、速やかに原形復旧すること。瑕疵(かし)担保期間は2年とする。
- 占用期間中は占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えることのないようにすること。
- 道路に関する工事のため占用物件等の除去、移転又は改築の命令を受けた場合は占用者の負担で義務を履行すること
- 工事が完了したときは検査を受けること(工事の着手、及び完了時には直ちに届書を提出すること)。

### ② 技術的条件

- 道路の横断工事は推進工法とし周囲に隙間(すきま)の生じないように施工すること。
- 削進穴を掘削する際は、確実に周囲に矢板を打込み土砂の崩壊防止の処置を施すこと。
- 舗装部の掘削はコンクリートカッターで丁寧に切取って、他の舗装部の浮上り、亀裂等が生じないように注意すること。

- 掘削に際しては他の路床部又は構造物に支障を及ぼさないよう注意すること。
- 一日工程の掘削は当日中に埋戻し確実につき固めること。

### ③ 交通対策に関する条件

- 工事は交通量の最も少ない時に行うこと。
- 道路を横断して掘削する場合は片側ずつ行い一車線は確保すること。
- 工事施工に当って設ける保安距離は交通などに危険を生じさせないような必要最少範囲とすること。
- 工事現場にはさく又はおおいを設け夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために、必要な措置を講ずること。
- 工所用材料及び機械器具等は常に整理し、交通の妨げにならないように注意し、工事の進捗に応じて逐次路外に搬出すること。
- 工事現場には所定の道路標識、工事標識を完備すること。
- 警察署長の協議書の写しを添付し警察の道路使用を申請して道路使用許可を受けてから工事をする。
- 車輛通行止で工事をする場合、施工日の3日前までに管理課へ連絡すること。

### ④ その他

- 浄化槽法で定める浄化槽の設置、保守点検、清掃及び検査を行なうこと。
- 環境衛生上支障が生じたときは、直ちに改善処理をすること。
- 側溝に接続する場合は申請者の責任において清掃等を行なうこと。

新規	更新	変更	(指令熊管理第 年 月 日 号)
----	----	----	---------------------

# 道路占用許可書

指令熊管理第 令和 年 月 日 号
----------------------

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 付けで申請のあった道路占用  
については、下記のとおり許可する。

道路管理者  
熊谷市長 富岡 清

占用目的			
占用の場所	路線名	市道	号線
	場所	熊谷市	
占用物件	車道・歩道・その他	番地先	
	名称	規模	数量
占用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	占用物件 の構造
工事期間	着工日から令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	間	工事実施 の方法
占用料	熊谷市道路占用料徴収条例第4条により <input type="checkbox"/> 免除 円 <input type="checkbox"/> 減額 道路法第39条但書により <input type="checkbox"/> 無料		

## 条件

### ① 総括的条件

- 工事着手前に、地元に必ず周知すること。
- 工事現場には常時現場責任者を配置して施行業者の監督に当たるとともに、道路通行者及び付近住民の当該工事に関する苦情の処理にも当たらせること。
- 材料、掘削土、残土等の運搬により道路を損傷した場合は申請者の負担において補修すること。舗装路面を運搬土により汚損した場合は、清掃すること。
- 本工事に起因して、既設工作物に損傷を与えた場合は申請者の負担で原形復旧すること。
- 路面表示（外側線、横断歩道、路側帯、とまれ等）のある場合は、仮、本復旧舗装時に表示しておくこと。
- 工事完了検査後であっても、本復旧するまでの間に仮復旧箇所の路盤及び舗装等が沈下したり、他の舗装部の浮上り、亀裂が生じた場合は、その維持補修を施工すること。
- 舗装道路の本復旧は占用者が施工すること。なお、本復旧が指示された組成と異なる時、工事完了後不等沈下が生じたとき等占用者の工事の原因で道路構造に支障を招いた場合は、速やかに原形復旧すること。瑕疵(かし)担保期間は2年とする。
- 占用期間中は占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えることのないようにすること。
- 道路に関する工事のため占用物件等の除去、移転又は改築の命令を受けた場合は占用者の負担で義務を履行すること
- 工事が完了したときは検査を受けること(工事の着手、及び完了時には直ちに届書を提出すること)。

### ② 技術的条件

- 道路の横断工事は推進工法とし周囲に隙間(すきま)の生じないように施工すること。
- 削進穴を掘削する際は、確実に周囲に矢板を打込み土砂の崩壊防止の処置を施すこと。
- 舗装部の掘削はコンクリートカッターで丁寧に切取って、他の舗装部の浮上り、亀裂が生じないように注意すること。

### ③ 交通対策に関する条件

- 工事は交通量の最も少ない時に行うこと。
- 道路を横断して掘削する場合は片側ずつ行い一車線は確保すること。
- 工事施工に当って設ける保安距離は交通などに危険を生じさせないような必要最少範囲とすること。
- 工事現場にはさく又はおおいを設け夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他道路の交通の危険防止のために、必要な措置を講ずること。
- 工所用材料及び機械器具等は常に整理し、交通の妨げにならないように注意し、工事の進捗に応じて逐次路外に搬出すること。
- 工事現場には所定の道路標識、工事標識を完備すること。
- 警察署長の協議書の写しを添付し警察の道路使用を申請して道路使用許可を受けてから工事をする。
- 車輛通行止で工事をする場合、施工日の3日前までに管理課へ連絡すること。

### ④ その他

- 浄化槽法で定める浄化槽の設置、保守点検、清掃及び検査を行なうこと。
- 環境衛生上支障が生じたときは、直ちに改善処理をすること。
- 側溝に接続する場合は申請者の責任において清掃等を行なうこと。